

障害者手帳

■ 障害者手帳の申請

障害者手帳を申請し交付を受けることで受給できるようになるサービスがあります。

身体障害者手帳	身	
◆ 身体障害者相談係（電話：5662-0052 / FAX：3656-5874）		

内容

身体障害者福祉法に定める障害程度に該当する方に交付されます。障害の程度によって1級から6級の等級があります（重・1級～軽・6級）。各種の福祉サービス（手当、制度など）を受けるために必要となるものです。

交付対象

指定医による診断を受け、下記の表の障害に該当する方

障害部位	等級
視覚障害	1級～6級
聴覚障害	2級～4級、6級
平衡機能障害	3級、5級
音声・言語機能障害、そしゃく機能障害	3級、4級
肢体不自由 （上肢・下肢・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）	1級～7級
肢体不自由（体幹）	1級～3級、5級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能障害	1級、3級、4級
肝臓機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～4級



肢体不自由の7級単独では手帳交付の対象とはなりません。

そのほかの手続き

手帳の内容に変更があるときには、手続きが必要です。

次の①～⑦に該当する場合は、身体障害者相談係までご連絡ください。

- | | |
|------------------------|------------------------------|
| ①住所・氏名に変更があったとき | ⑤障害程度再認定が必要なとき |
| ②手帳を紛失・破損したとき | ⑥身体障害者福祉法に定める障害程度に該当しなくなったとき |
| ③手帳の写真を新しいものに貼替えるとき | ⑦本人が死亡したとき |
| ④障害内容に追加または程度の変更があったとき | |

愛の手帳(療育手帳)

知



◆ 愛の手帳相談係 (電話: 5662-0053 / FAX: 3656-5874)

内容

知的障害者(児)が各種の福祉サービス(手当、制度など)を受けるために、東京都が交付している手帳です。国の制度として療育手帳があり「愛の手帳」はこの制度の適用を受けています。

障害の程度は判定により1度～4度に区分されます。数字が小さいほど障害が重く、1度が最重度、2度が重度、3度が中度、4度が軽度となっています。

交付対象

東京都愛の手帳交付要綱で定められる判定基準に該当する人に交付されます。

申請方法

申請時の年齢によって、判定機関が異なります。以下の機関に直接予約をして判定を受けてください。

18歳以上の方	東京都心身障害者福祉センター ☎ 3235-2961 〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 東京都飯田橋庁舎 (セントラルプラザ) 14階
18歳未満の方	江戸川区児童相談所「はあとポート」 ☎ 5678-1810 〒132-0021 江戸川区中央3-4-18

❗ 障害の程度に大きな変化があったときや、3歳、6歳、12歳、18歳に達したときは再判定が必要になります。

❗ 手帳の交付は、申請後2か月程度かかる場合があります。

❗ 令和2年10月から、カード形式の手帳の選択が可能になりました。

そのほかの手続き

手帳の内容に変更があるときには、手続きが必要です。

次の①～⑥に該当する場合は、愛の手帳相談係までご連絡ください。

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| ①住所・氏名に変更があったとき | ⑤東京都愛の手帳交付要綱で定める判定基準に |
| ②手帳を紛失・破損したとき | 該当しなくなったとき |
| ③手帳の写真を新しいものに貼替えるとき | ⑥本人が死亡したとき |
| ④障害の程度が変更されたとき | |

精神障害者保健福祉手帳

精



- ◆ 保健予防課精神保健係（電話：5661-2465/FAX：3654-2401）
- ◆ 各健康サポートセンター 15・16ページ参照

内容

精神障害者保健福祉手帳は、精神障害のため日常生活や社会生活にハンディキャップを持つ方が申請することにより交付されます。

障害等級は、障害の程度によって1級～3級の等級があります（重・1級～軽・3級）。

交付対象

精神障害のため、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方
申請には、精神障害に係る医療機関への初診日から6か月を経過している必要があります。

そのほかの手続き

手帳の内容に変更があるときには、手続きが必要です。詳しくは、保健所・各健康サポートセンターまでご連絡ください。

- ①住所・氏名に変更があったとき
- ②手帳を紛失・破損したとき

! 自立支援医療費制度（精神通院医療）と同時に申請する場合は、必要書類が異なる場合があります。事前にお問い合わせください。

精神障害者の障害福祉サービス利用等の相談窓口

精



- ◆ 各健康サポートセンター 15・16ページ参照
- ◆ 地域活動支援センターえどがわ（電話：5879-0708）
- ◆ 地域活動・相談支援センターかさい（電話：5679-6445）
- ◆ 地域活動支援センターはるえ野（電話：5664-6072）
- ◆ 地域活動支援センターこまつがわ（電話：5858-6421）

精神障害者のための区委託事業

精



〈問い合わせ窓口〉

! 委託先は変更になる場合があります。

- ◆ 保健予防課精神保健係（電話：5661-2465/FAX：3654-2401）

〈相談窓口〉 ◆ 各健康サポートセンター 15・16ページ参照 ◆ 委託先事業所（次頁参照）

詳細は、えどがわ心の健康ガイドブック（二次元コード）をご参照ください。